

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

(地震・津波)

地震ハザードステーションの防災地区によると、南海トラフ地震が今後30年以内に60%～90%程度以上の確率で発生すると言われている。

また、当町のハザードマップによると、高池下部地域の商業地区の90%を超える範囲で0.3から1m未満の津波が約7分で到達し、浸水が予想されている。

平成26年3月に和歌山県内19市町に含まれる形で、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定された。

(洪水)

当町のハザードマップによると、当会が立地する高池上部地域において、1mを越える浸水が予想されているほか、高池下部地域の商業地区の90%を超える範囲で1m以上の浸水が予想されている。また、高齢者福祉施設等、生活関連サービス業の多くが立地する高瀬・川口地区、小中学校が立地する明神地区では、平成23年台風12号襲来時には、最大で2.2mの浸水被害を受けた。

(土砂災害)

当町のハザードマップによると、当町は急峻な山間部に位置する集落地域が多く、町内全域で地滑り等、土砂災害が発生する恐れがある。特に地場産業の農産物生産、加工地域である平井地区一帯は大規模な土砂災害が生じる恐れがある。

(その他)

町内の古座川本流流域、支流小川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成23年の台風第12号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当町では人的被害こそなかったものの、明神地区の小、中学校、医療施設を始め、住家被害が床上浸水449戸、床下浸水118戸、非住家住宅、・公共施設を入れると699戸の建物及び事務所が損害を受けた。

また、当町は紀伊半島の南東側に位置する多雨地域であるうえ、梅雨期の集中豪雨に加え、台風常襲地帯である。特に当町は急峻な谷間の河川沿いに住家及び資産の多くが集積した厳しい地形にあるため、短時間の豪雨による河川の反乱や低地帯での浸水被害、上流地域の土砂災害が発生しやすい状況にある。

(2) 域内の商工業者の状況

・商工業者等数 124人

・小規模事業者数 118人

(うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は0人)

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	25	25	町内に広く分散している
	製造業	12	12	農産物加工が多く山間部に多い
	卸小売業	31	29	古座川下流高池沿いに多い
	飲食業・宿泊業	20	19	
	サービス業	31	29	
	その他	5	4	

(3) これまでの取組

①当町の取組

項目	年月	備考
古座川町国土強靱化地域計画	H29.3	
地域自主防災組織支援	H30.6	資機材整備事業支援10ヶ所 組織運営事業支援6ヶ所
防災訓練は地区ごとに実施	不定期	
古座川町津波避難総合センターの建設	R2.5	高池地区
各地区避難所に防災・感染症対策備品の設置	H15.4～順次	備蓄食料・パーテーション 発電機等
新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	H27.3	令和7年度更新策定中
古座川町地域防災計画策定	H2.3	令和2年

②当会の取組

項目	年月	備考
事業者BCPに関する国の施策の周知	H31.3	チラシ配布114部
事業者BCP策定セミナーへの参加	H31.9.12	9月1人、12月1人
損保会社と連携した損害保険への加入促進	R1.4～11	勧誘60件、加入52件
防災備品の備蓄	R1.12	スコープ、懐中電灯、非常食、水等

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ・現状では、緊急時の取組にかかる古座川町と古座川町商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・古座川町商工会においては、無関心な事業者が多く経営指導員のマンパワー不足、職員の入れ替わりによるノウハウの蓄積不足。
- ・緊急時の取組が漠然としており、発災時に何をするのか不明
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不在。 など

【対策】

- ① 事業継続力強化の取組みについては、古座川町民や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 古座川町、当会で年2回の協議を開催し本計画における災害リスクや支援方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直し行う事とする。

3 実施目標

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	合計
事業継続力強化計画策定事業者数	1	2	3	4	10
啓発者数(計画策定、災害リスク周知)	100	100	100	100	400
フォローアップ事業者数	2	4	6	10	22
事業者数(経済センサス)	128				-

4 その他

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和12年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担や体制を整理、連携して以下の事業を実施する。

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

巡回指導時や事業所訪問時に、自社の立地条件を把握し自然災害等のリスク及びその影響を軽減する対策措置を行っているか、事業休業や水災保証等の損害保険・共済に加入しているかどうか聞き取りを行う。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

防災・減災対策の必要性の周知の徹底

専門家の派遣による、個別事業所の事業特性に応じたリスクの洗い出し

(3) フォローアップ

小規模事業者の事業者BCP等の取組み状況を確認し実情を考慮しながら見直しを行い重要性を周知すると共に、見直しがあれば必要に応じて改善していく。

古座川町担当課と古座川町商工会との間で、本計画の進捗状況の確認や改善点について協議する場を年1回以上設ける。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

すでに事業継続計画や事業継続力強化計画を策定・実践している事業者の成功例や工夫をセミナーや事例集で共有し「防災はコストではなく投資である」という認識の元普及啓発活動を行い備蓄品や装備品等の具体的なアクションを伴走支援する。

(5) 関係団体等との連携

地域一体となった防災ネットワークの構築

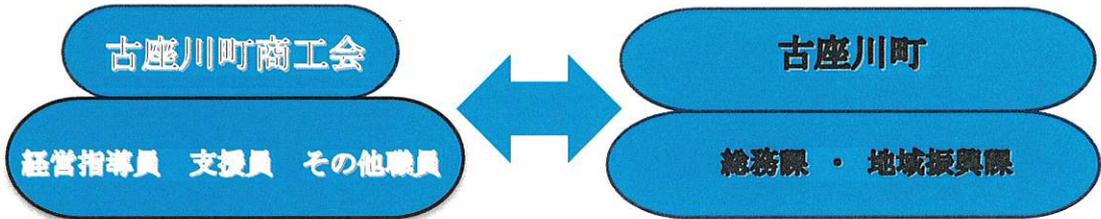
古座川町及び近隣企業団体と連携し災害時における「総合援助」の仕組みを構築します。

災害発生時における避難場所の提供備蓄品（水・食料・資材）の融通、情報共有の基盤の構築を推進し、古座川町（各区）が開催する防災訓練への積極的な参画や、ハザードマップに基づいた共同のリスクアセスメントを実施し地域社会全体のサプライチェーン断絶を防ぐための広域的な支援体制の確立を行う。

(6) その他

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 8 年 1 月現在)	
1 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)	
	
(1)	県及び関係市町村との連携体制 商工会、和歌山県、および古座川町は、緊密な連携体制を構築し、地域中小企業・小規模事業者の防災・減災対策を一体となって支援する。 商工会が現場窓口となって事業者のBCP（事業継続計画）策定や訓練を指導し、古座川町は地域の防災計画との整合性確保および行政リソースの提供を行う。また、和歌山県は広域的な視点から知見提供、財政的支援を通じて、本計画の実効性を担保する。この三者の包括的なネットワークにより、より地域の実情に応じた計画とする。
(2)	商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制 町内を山間部と平野部の2地区に分け、法定経営指導員1名、経営指導員1名支援員1名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。 保険加入促進については、連携協定を結んでいる損保会社の専門家1名による、セミナー個別相談の体制とする。
(3)	定量的に実施状況を把握し評価を行う体制 法定経営指導員1名、経営指導員1名、事務員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。 上記で把握・検証した実施状況を当会と古座川町の連絡協議会（年2回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。
(4)	経営指導員等の資質向上に係る体制 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。
(5)	広域的な支援体制（広域的な支援体制を構築する場合のみ記載してください）

2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山崎 裕史

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

本計画の具体的な取組の企画や実行

本計画の取組実施における目標・指標の設定

本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 広域経営指導員の当否

経営指導員 山崎 裕史は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会／商工会議所

古座川町商工会

〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池 715-1

TEL 0735-72-3110 FAX 0735-72-0175

E-mail kozagawa@w-shokokai.or.jp

(2) 関係市町村

古座川町地域振興課

〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池 673-2

TEL 0735-72-0180 FAX 0735-72-1858

E-mail tiikisinkou-o@town.kozagawa.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	450	450	450	450
セミナー開催費	250	250	250	250
チラシ作成費	150	150	150	150
調査費	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、古座川町助成金、和歌山県小規事業者支援補助金、手数料収入、事業収入、等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。